

制定 平成22年 4月 1日規程第14号
改正 平成26年12月17日規程第 8号
改正 平成28年12月20日規程第23号
改正 平成29年 6月26日規程第11号
改正 平成29年12月22日規程第19号
改正 令和 元年12月18日規程第25号
改正 令和 2年 3月16日規程第 1号
改正 令和 2年10月 5日規程第 7号
改正 令和 4年12月14日規程第17号
改正 令和 7年 3月19日規程第 5号

地方独立行政法人山梨県立病院機構職員退職手当規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人山梨県立病院機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）第28条に基づき、職員（地方独立行政法人山梨県立病院機構会計年度任用職員就業規則（以下「会計年度任用職員就業規則」という。）第1条に定める職員等及び地方独立行政法人山梨県立病院機構特別職非常勤職員規程（以下「特別職非常勤職員規程」という。）第1条に定める職員を除く。）の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第2条 この規程による退職手当は、前条に規定する職員が退職した場合にその者（死亡による場合には、その遺族）に支給する。

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は就業規則、会計年度任用職員就業規則、若しくは特別職非常勤職員規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。第17条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第17条第2項において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この規程（第5条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷又は疾病（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第6条中公務上の傷

病又は死亡による退職に係る部分並びに 25 年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。) の規定を適用する。

- 3 この規程による退職手当は、この規程の規定によりその支給を受けるべき者の同意を得た場合には、その指定する金融機関における本人名義の預金口座に振り込むことができるものとする。
- 4 次条及び第 13 条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第 16 条の規定による退職手当は、第 1 項に規定する者から請求があった日の属する月の翌月の末日までに支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合には、この限りでない。

（一般の退職手当）

第 3 条 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第 8 条の 2 まで及び第 11 条の規定により計算した退職手当の基本額に、第 12 条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

（自己都合による退職等の場合の退職手当の基本額）

第 4 条 次条又は第 6 条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（給料が日額で定められている者については、退職の日におけるその者の給料の日額の 21 日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 100
- 二 11 年以上 15 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 110
- 三 16 年以上 20 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 160
- 四 21 年以上 25 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 200
- 五 26 年以上 30 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 160
- 六 31 年以上の期間については、1 年につき 100 分の 120

- 2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 84 条第 2 項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第 2 項並びに第 6 条第 1 項及び第 2 項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定

める割合を乗じて得た額とする。

- 一 勤続期間 1 年以上 10 年以下の者 100 分の 60
- 二 勤続期間 11 年以上 15 年以下の者 100 分の 80
- 三 勤続期間 16 年以上 19 年以下の者 100 分の 90

(1 1 年以上 25 年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 11 年以上 25 年未満の期間勤続し、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号、以下「地公法」という。）第 28 条の 6 第 1 項の規定により退職した者（同法第 28 条の 7 第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
 - 二 11 年以上 25 年未満の期間勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
 - 三 11 年以上 25 年未満の期間勤続し、その者の非違によることなく勧奨を受けて退職したものであって理事長の承認を得たもの
 - 四 25 年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であって理事長の承認を得たもの
- 2 前項の規定は、11 年以上 25 年未満の期間勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。
- 3 第 1 項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。
- 一 1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 125
 - 二 11 年以上 15 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 137.5
 - 三 16 年以上 24 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 200

(2 5 年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることにより退職した者であって理事長の承認を得たもの
- 二 公務上の傷病又は死亡により退職した者
- 三 25 年以上勤続し、地公法第 28 条の 6 第 1 項の規定により退職した者（同法第 28 条の 7 第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

- 四 25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
 - 五 25年以上勤続し、その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であって理事長の承認を得たもの
 - 六 25年以上勤続し、勤務公署の移転により退職した者であって理事長の承認を得たもの
- の2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。
- 3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。
 - 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
 - 二 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
 - 三 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
 - 四 35年以上の期間については、1年につき100分の105

（給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

- 第7条** 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けている給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。
- 一 その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
 - 二 退職日給料月額に、次のイに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - イ その者に対する退職手当の基本額が前三条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
 - ロ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合
- 2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この規程その他の規程の規定により、この規程の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第14条第5項に規定する職員以外の地方公

務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 2 条に規定する者をいう。）（以下「職員以外の地方公務員等」という。）として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第 15 条第 1 項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、職員以外の地方公務員等となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

- 一 職員としての引き続いた在職期間
- 二 第 14 条第 5 項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額の特例）

第 8 条 第 6 条第 1 項に規定する者（25 年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務地の移転により退職した者であって理事長の承認を得たものを除く。）のうち、定年に達する日以後における最初の 3 月 31 日から 1 年前までに退職した者であって、その勤続期間が 25 年以上であり、かつ、退職の日以後における最初の 3 月 31 日におけるその年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から 15 年を減じた年齢以上である者に対する同項及び前条第 1 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規程	読み替えられる字句	読み替える字句
第 6 条第 1 項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
第 7 条第 1 項第一号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額

第7条第1項第二号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第7条第1項第二号 口	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(業務又は通勤によることの認定基準)

第9条 理事長は、退職の理由となった傷病又は死亡が業務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(勧奨の要件)

第10条 勧奨を受けて退職した者に係る当該勧奨は、その事実について、次の各号で定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。

- 一 本条に定める勧奨（以下「退職勧奨」という。）の記録は、退職勧奨の記録により、理事長又はその委任を受けた者が作成する。
- 二 退職勧奨の記録には、職員が提出した退職の申出の書面の写しを添付しなければならない。
- 三 退職勧奨の記録は、理事長又はその委任を受けた者が、当該職員の退職の日から5年間保管しなければならない。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第11条 第4条から第6条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額

をその者の退職手当の基本額とする。

- 2 第7条第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号口に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。
- 一 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
 - 二 60未満 特定減額前給料月額に第7条第1項第二号口に掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額
- 3 第8条に規定する者に対する前二条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規程	読み替えられる字句	読み替える字句
第11条第1項	第4条から第6条まで	第8条の規定により読み替えて適用する第6条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	これらの	第8条の規定により読み替えて適用する第6条の
第11条第2項	第7条第1項の	第8条の規定により読み替えて適用する第7条第1項の
	同項第二号口	第8条の規定により読み替えて適用する同項第二号口
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第11条第2項第一号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額

第 11 条第 2 項第二号	第 7 条第 1 項第二号口	第 8 条の規定により読み替えて適用する第 7 条第 1 項第二号口
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第 8 条の規定により読み替えて適用する同号口に掲げる割合

(退職手当の調整額)

第 12 条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第 7 条第 2 項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地公法第 27 条第 2 項又は第 28 条第 2 項の規定による休職（業務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、同法第 29 条第 1 項の規定による停職その他これに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち次項に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第 1 順位から第 60 順位までの調整月額（当該各月の月数が 60 月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- 一 第 1 号区分 65,000 円
- 二 第 2 号区分 59,550 円
- 三 第 3 号区分 54,150 円
- 四 第 4 号区分 43,350 円
- 五 第 5 号区分 32,500 円
- 六 第 6 号区分 27,100 円
- 七 第 7 号区分 21,700 円
- 八 第 8 号区分 0

2 前項に定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

- 一 地公法第 26 条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業（山梨県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成 19 年山梨県条例第 60 号）第 11 条第 2 項の規定により読み替

えて適用される条例第7条第4項に規定する場合に該当するものを除く。)により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等(次号及び第三号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を除く。)当該休職月等

二 育児休業法第2条第1項の規定による育児休業により現実に職務をとることを要しない期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)又は同法第10条第1項に規定する育児短時間勤務(同法第17条の規定による勤務を含む。)により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等退職した者が属していた前項各号に掲げる職員の区分(以下「職員の区分」という。)が同一の休職月等がある休職月等にあっては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあっては当該休職月等

三 第一号に規定する事由以外の事由により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等(前号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を除く。)退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあっては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあっては当該休職月等

3 退職した者の基礎在職期間に第7条第2項第二号に掲げる期間(以下「特定基礎在職期間」という。)が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、次の各号で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

一 職員としての引き続いた在職期間(その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。)に連続する特定基礎在職期間当該職員としての引き続いた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員又は当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員

二 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員(当該従事していた職務が理事長の定めるものであったときは、理事長の定める職務に従事する職員)

4 第1項各号に掲げる職員の区分は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表イ(技能労務職員にあっては、ロ)の表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属し

ていたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の右欄に掲げる二以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

- 5 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第4条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のものに対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額の2分の1に相当する額とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちにその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本規程の規定による退職手当の調整額の計算は、次の各号に定めるところによるものとする。
 - 一 第4項（第3項の規定により同項各号に定める職員として在職していたものとみなされる場合を含む。）後段の規定により退職した者が同一の月において二以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。
 - 二 調整月額のうちにその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

（一般の退職手当の額に係る特例）

- 第13条** 第6条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第3条、第6条、第7条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。
- 一 勤続期間1年未満の者 100分の270
 - 二 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
 - 三 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
 - 四 勤続期間3年以上の者 100分の540
- 2 前項の「基本給月額」とは、地方独立行政法人山梨県立病院職員給与規程の規定による給料表が適用される職員については、給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とし、その他の職員については、給料が日額で定められている者の場合、当該日額の21倍に相当する額とする。

（勤続期間の計算）

- 第14条** 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。
- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

- 3 職員が退職した場合（第15条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算は、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 前3項の規定による在職期間のうちに休職月等が一以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数を前三項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、山梨県職員の退職手当に関する条例（昭和29年山梨県条例第3号。）第7条第5項の規定の例により、職員以外の地方公務員等が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 6 第1項から第4項までの規定は、前項の規定により職員として引き続いた在職期間に含まれる在職期間を計算する場合に準用する。
- 7 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第4条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第5条第1項又は第6条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。
- 8 前項の規定は、前条又は第17条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については適用しない。
- 9 第17条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前各項の規定により計算した在職期間に1月未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

（退職手当の支給制限）

- 第15条** 一般の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には全部又は一部を支給しない。
- 一 地公法第29条の規定による懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を受けて退職した者
 - 二 地公法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第一号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者
 - 三 地公法第37条第2項の規定に該当し退職させられた者又はこれに準ずる者
- 2 一般の退職手当のうち、第12条の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には全部又は一部を支給しない。
- 一 第4条第1項及び第7条の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに第4条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が9年以下のもの
 - 二 その者の非違により退職した者（前項各号に掲げる者を除く。）で、退職の日から起算して3月前までに当該非違を原因として地公法第29条の規定による

懲戒処分（懲戒免職の処分を除く。）を受けたもの

- 3 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。

（予告を受けない退職者の退職手当）

第16条 職員の退職が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般的退職手当に含まれるものとする。ただし、一般的退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般的退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

（失業者の退職手当）

第17条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「雇用保険法」という。）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして第20条で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあっては、6月以上）で退職した職員（第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。）であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第一号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他第21条で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、第22条で定めるところにより理事長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第一号に規定する一般的退職手当及び前条の規定による退職手当（以下「一般的退職手当等」という。）の額を第二号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第一号に規定する一般的退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第二号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

- 一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般的退職手当等の額
- 二 その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第一号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項

に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第16条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第22条第1項に規定する所定給付日数（以下「所定給付日数」という。）を乗じて得た額

- 2 この条において基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあっては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であった者（以下この項において「職員等」という。）であったことがあるものについては、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。
 - 一 当該勤続期間又は当該職員等であった期間に係る職員等となった日の直前の職員等でなくなった日が当該職員等となった日前1年の期間内にないときは、当該直前の職員等でなくなった日前の職員等であった期間
 - 二 当該勤続期間に係る職員等となった日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であった期間
- 3 勤続期間12月以上（特定退職者にあっては、6月以上）で退職した職員（第6項又は第8項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第1項第二号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。
- 4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の理事長が定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、理事長が定めるところにより、理事長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」と読み替えてそれぞれの規定を適用し、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他理事長が定めるものを除く。）

を開始した職員その他これに準ずるものとして理事長が定める職員が理事長の定めるところにより、理事長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が 4 年から第 1 項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第 1 項及びこの項の規定による期間に算入しない。

- 5 勤続期間 6 月以上で退職した職員（第 7 項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者とみなしたならば同法第 37 条の 2 第 1 項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第二号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。
- 一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額
 - 二 その者を雇用保険法第 37 条の 3 第 2 項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第 17 条第 1 項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第 20 条第 1 項第一号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第 37 条の 4 第 3 項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額
- 6 勤続期間 6 月以上で退職した職員（第 8 項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者とみなしたならば同法第 37 条の 2 第 1 項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第二号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。
- 7 勤続期間 6 月以上で退職した職員であって、雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者とみなしたならば同法第 38 条第 1 項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するもののうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。
- 一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額
 - 二 その者を雇用保険法第 39 条第 2 項に規定する特例受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第 17 条第 1 項に規定する被保険者期間とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する額
- 8 勤続期間 6 月以上で退職した職員であって、雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者とみなしたならば同法第 38 条第 1 項各号のいずれかに該当するものが退職の日後

失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第二号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。

- 9 前二項の規定に該当する者が、これらの規定による退職手当の支給を受ける前に理事長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第41条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合には、その者に対しては、前二項の規定による退職手当を支給せず、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、同条の規定による基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の規定による退職手当を支給する。
- 10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。
 - 一 その者が理事長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合
 - 二 その者が次のいずれかに該当する場合
 - イ 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として第25条の2第1項で定める者のいずれかに該当し、かつ、理事長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの
 - ロ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として第25条の2第2項で定める者に該当し、かつ、理事長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの
 - 三 厚生労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置を決定した場合
 - 四 厚生労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置を決定した場合
- 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。
 - 一 理事長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第36条第1項に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第4項に規定する技能習得手当の額に相当する金額
 - 二 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている

同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額

三 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者 雇用保険法第37条第3項に規定する傷病手当の日額に相当する金額

四 職業に就いた者 雇用保険法第56条の2第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

五 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は理事長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

六 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

1 2 前項第三号に掲げる退職手当は、所定給付日数から待期日数及び第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。

1 3 第11項第三号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、当該支給があった金額に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

1 4 第11項第四号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、雇用保険法第56条の3第1項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を受給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

1 5 第11項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第四号から第六号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

1 6 偽りその他不正の行為によって第1項、第3項、第5項から第11項まで及び前項の規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第10条の4の例

による。

- 17 本条の規定による退職手当は、雇用保険法又は船員保険法(昭和14年法律第73号。以下「船員保険法」という。)の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

第18条 前条第1項に規定する基本手当の日額は、次項から第5項までの規定により算定した賃金日額を雇用保険法第17条に規定する賃金日額とみなして同法第16条の規定を適用して計算した金額とする。

- 2 賃金日額は、退職の月前における最後の6月（月の末日に退職した場合には、その月及び前5月。以下「退職の月前6月」という。）に支払われた給与（臨時に支払われる給与及び3箇月を超える期間ごとに支払われる給与を除く。以下同じ。）の総額を180で除して得た額とする。
- 3 給与が労働した日によって算定されている場合において、前項の規定による額が退職の月前6月に支払われた給与の総額を当該期間中に労働した日数で除して得た額の100分の70に相当する額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、当該額をもつて賃金日額とする。
- 4 前二項に規定する給与の総額は、職員に通貨で支払われた全ての給与の合計額とする。
- 5 退職の月前6月に給与の全部又は一部が支払われなかった場合における給与の総額は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- 一 退職の月前6月において給与の全部が支払われなかった場合においては、当該6月の各月において受けるべき基本給月額の合計額
 - 二 退職の月前6月のうちいずれかの月において給与の全部が支払われなかった場合においては、その月において受けるべき基本給月額と退職の月前6月に支払われた給与の額との合計額
 - 三 退職の月前6月のうちいずれかの月において給与の一部が支払われなかった期間がある場合においては、当該期間の属する月において受けるべき基本給月額（当該基本給月額がその月に実際に支払われた給与の額に満たないときは、その支払われた額とする。）と退職の月前6月のうち当該月以外の月に支払われた給与の額との合計額
- 6 第2項から前項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定した賃金日額が、雇用保険法第17条第4項第一号に掲げる額に満たないときはその額を、同項第二号に掲げる額を超えるときはその額をそれぞれ賃金日額とする。

第19条 第17条第1項又は第3項の規定による退職手当（以下「基本手当に相当する退職手当」という。）の支給を受ける資格を有する者（以下「受給資格者」という。）は、退職後速やかにその住所又は居所を管轄する公共職業安定所（以下「職業安定所」という。）において求職の申込みをし、求職手続完了証明書に職業安定所の長の証明を受けた

うえ、当該証明書を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定による求職手続完了証明書の提出を受けたときは、失業者退職手当受給資格証（以下「受給資格証」という。）に所定の事項を記載のうえ、当該受給資格者に交付しなければならない。
- 3 受給資格者は、基本手當に相当する退職手當の支給を受けようとするときは、第17条第1項の規定による退職手當に係る場合にあっては待期日数（同項に規定する待期日数をいう。以下同じ。）を経過した日以後の理事長の指定する日ごとに、同条第3項の規定による退職手當に係る場合にあっては第1項に規定する求職の申込みをした日以後の理事長の指定する日ごとに失業者退職手当請求書（以下この条において「請求書」という。）に受給資格証を添えて理事長に提出しなければならない。
- 4 前項の請求書には、職業安定所の長の失業の証明を受けなければならない。
- 5 理事長は、第3項の規定による請求書が提出された場合、その内容を審査し、要件を満たすと認めたときは、当該請求書を受理した日から15日以内に基本手當に相当する退職手当を支給しなければならない。

第20条 第17条第1項に規定する特定受給資格者に相当する者は、次のとおりとする。

- 一 定員の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることにより退職した者
- 二 勤務地の移転により、通勤することが困難となったため退職した者
- 三 地公法第28条第1項第二号の規定による免職又はこれに準ずる処分を受けた者
- 四 公務上の傷病により退職した者
- 五 その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者

第21条 第17条第1項に規定する理由は、次のとおりとする。

- 一 疾病又は負傷（第17条第11項第三号の規定により傷病手當に相当する退職手当の支給を受ける場合における当該給付に係る疾病又は負傷を除く。）
- 二 前号に掲げるもののほか、理事長がやむを得ないと認めるもの

第22条 第17条第1項の規定による申出は、受給期間延長申請書に受給資格証を添えて理事長に提出することによって行わなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

- 2 前項に規定する申出は、第17条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から、基本手當に相当する退職手當の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）にしなければならない。
- 3 理事長は、第1項に規定する申出をした者が第17条第1項に規定する理由に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長通知書を交付するとともに、受給資格証に必

要な事項を記載し、返付しなければならない。

- 4 前項の規定により受給期間延長通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにその旨を理事長に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、理事長は、提出を受けた書類に必要な事項を記載し、返付しなければならない。
 - 一 受給期間延長申請書の記載内容に重大な変更があった場合 受給期間延長通知書
 - 二 第17条第1項に規定する理由がやんだ場合 受給期間延長通知書及び受給資格証
- 5 第1項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

第23条 基本手當に相当する退職手當は、受給資格者が第19条第1項の規定による申込みをした日から起算して、待期日数に等しい失業の期間（当該受給資格者が自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇され、又は正当な理由がなく自己の都合によって退職した場合にあっては、当該期間に1月以上3月以内の間で理事長の定める期間（公共職業安定所の長の指示した公共職業訓練等を受ける期間及び当該公共職業訓練等を受け終わった日後の期間を除く。）を加えた期間）を経過した後に支給する。

- 2 受給資格者が待期日数の期間内に職業に就き、次の各号に掲げるいずれかの給付を受ける資格を取得しないうちに再び離職した場合においては、その離職の日の翌日から起算して待期日数の残日数に等しい失業の日数を経過した後に基本手當に相当する退職手當を支給する。
 - 一 雇用保険法の規定による基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金
 - 二 船員保険法の規定による失業保険金
 - 三 基本手當に相当する退職手當
 - 四 第17条第5項又は第6項の規定による退職手當
 - 五 第17条第7項又は第8項の規定による退職手當
- 3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に、又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第33条の10第1項又は第2項に規定する期間内に受給資格者となった場合においては、当該基本手当又は失業保険金の支給を受けることができる日数（第17条第1項の規定による退職手當に係る場合にあっては、その日数に待期日数を加えた日数）に等しい失業の日数が経過した後に基本手當に相当する退職手當を支給する。
- 4 受給資格者が、基本手當に相当する退職手當の支給を受けることができる日数（第17条第1項の規定による退職手當に係る受給資格者にあっては、その日数に待期日数を加えた日数）の経過しないうちに職業に就き、雇用保険法の規定による基本手当又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を取得した場合においては、当該基本手当又は失業保険金の支給を受けることができる日数（第17条第1項の規定による

退職手当に係る受給資格者にあっては、その日数に待期日数を加えた日数)に等しい失業の日数が経過した後に基本手當に相当する退職手当を支給する。

第24条 受給資格者は、理事長の指示により雇用保険法第15条第3項に規定する公共職業訓練等を受けることとなったときは、公共職業訓練等受講届及び公共職業訓練等通所届に受給資格証を添えて、速やかに理事長に提出しなければならない。この場合において、理事長は、受給資格証に必要な事項を記載し、当該受給資格者に返付しなければならない。

2 受給資格者は、前項の届の記載事項に変更があったときは、速やかにその旨を記載した届書に受給資格証を添えて理事長に提出しなければならない。この場合において、理事長は、受給資格証に必要な事項を記載し、返付しなければならない。

第25条 受給資格者は、次の各号に掲げる第17条の規定による退職手当の支給を受けようとするときは、当該各号に掲げる証明書又は申請書に受給資格証を添えて理事長に提出しなければならない。この場合において、理事長は、受給資格証に必要な事項を記載し、返付しなければならない。

一 第10項第一号又は第11項第一号若しくは第二号の規定 公共職業訓練等受講証明書

二 第11項第三号の規定 傷病手當に相当する退職手当支給申請書

三 第11項第四号の規定 次に掲げる退職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める申請書

イ 雇用保険法第56条の3第1項第一号に該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当 再就職手当に相当する退職手当支給申請書

ロ 雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当（就業定着手当に限る。）に相当する退職手当 就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書

ハ 雇用保険法第56条の3第1項第二号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当 常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書四 第11項第五号の規定 移転費に相当する退職手当支給申請書

五 第11項第六号の規定 次に掲げる退職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める申請書

イ 雇用保険法第59条第1項第一号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当 求職活動支援費(広域求職活動費)に相当する退職手当支給申請書

ロ 雇用保険法第59条第1項第二号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に

- 相当する退職手当 求職活動支援費(短期訓練受講費)に相当する退職手当支給申請書
ハ 雇用保険法第 59 条第 1 項第三号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当 求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当支給申請書

第25条の2 第 17 条第 10 項第二号イに規定する雇用保険法第 24 条の 2 第 1 項各号に掲げる者に相当する者は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- 一 雇用保険法第 24 条の 2 第 1 項第一号に掲げる者に相当する者 退職職員（退職した第 2 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって、雇用保険法第 24 条の 2 第 1 項第一号に掲げる者に該当するもの
 - 二 雇用保険法第 24 条の 2 第 1 項第二号に掲げる者に相当する者 退職職員であって、その者を同法第 4 条第 1 項に規定する被保険者と、地方独立行政法人山梨県立病院機構の事務又は事業を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業とみなしたならば同法第 24 条の 2 第 1 項第二号に掲げる者に該当するもの
 - 三 雇用保険法第 24 条の 2 第 1 項第三号に掲げる者に相当する者 退職職員であって、その者を同法第 4 条第 1 項に規定する被保険者と、地方独立行政法人山梨県立病院機構の事務又は事業を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業とみなしたならば同法第 24 条の 2 第 1 項第三号に掲げる者に該当するもの
- 2 第 17 条第 10 項第 2 号ロに規定する雇用保険法第 24 条の 2 第 1 項第二号に掲げる者に相当する者は、前項第二号に定める者とする。

第26条 理事長は、失業者退職手当支給台帳を備え、これに所要の事項を記載しなければならない。

(遺族の範囲及び順位)

- 第27条** 第 2 条に規定する遺族は、左の各号に掲げる者とする。
- 一 配偶者（届出をしないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - 三 前号に掲げる者の外、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第二号及び第四号に掲げる者のうちにあっては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母に

については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第28条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- 一 職員を故意に死亡させた者
- 二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

第29条 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項及び次条第5項において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当等は、支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかつたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により退職手当の支給を受ける者が、既に第17条の規定による退職手当の支給を受けている場合においては、同項ただし書の規定により支給すべき退職手当の額から既に支給を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。

この場合において、同項ただし書の規定により支給すべき退職手当の額が既に支給を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、同項ただし書の規定による退職手当は、支給しない。

3 前二項の規定は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第30条 理事長は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し一般の退職手当等を支給することが、業務に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、一般の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。

- 2 前項の規定による一般の退職手当等の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を退職手当支給一時差止処分書によって当該一時差止を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、次の各号に掲げる事項を記載した説明書（以下「処分説明書」）を交付しなければならない。
- 一 本条に規定する一時差止処分の処分者
 - 二 一時差止処分を受けるべき者（以下「被処分者」という。）の氏名
 - 三 被処分者の採用年月日及び退職年月日並びに勤続期間（第14条に規定する勤続期間をいう。以下同じ。）
 - 四 被処分者の退職の日における勤務地、職名及び給料月額
 - 五 一時差止処分の理由及び被処分者が犯したと思料される犯罪に係る罰則
 - 六 一時差止処分の発令年月日
- 4 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を県公報に登載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その登載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。
- 5 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第二号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- 一 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - 二 一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合
- 6 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、一般の退職手当等の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 一時差止処分を受けた者に対する第17条の規定の適用については、当該一時差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。
- 8 前条第2項の規定は、一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分が取り消されたことにより一般の退職手当等の支給を受ける場合について準用する。
- 9 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

(退職手当の返納)

- 第31条** 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、理事長は、その支給をした一般の退職手当等の額のうち次に掲げる額を返納させることができる。ただし、第17条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けていた場合（受けることができた場合を含む。）はこの限りでない。
- 一 一般の退職手当等の支給を受けていなければ第17条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者であった場合 一般の退職手当等の額からこれらの規定により算出される金額を控除して得た額
 - 二 前号に掲げる場合以外の場合 一般の退職手当等の額の全額
- 2 前項の規定により一般の退職手当等の額を返納させる場合には、その旨を記載した書面で通知しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第1項の規定による一般の退職手当等の額の返納に関する必要な事項は、理事長が定める。

(職員以外の地方公務員等となった者の取扱い)

- 第32条** 職員が引き続いで職員以外の地方公務員等となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職手当は、支給しない。

(準用)

- 第33条** この規程に定めるもののほか、退職手当の支給に関する取扱いについては、山梨県職員の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 第1条** この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置等)

- 第2条** 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第1項及び地方独立行政法人山梨県立病院機構への職員の引継に関する条例（平成21年山梨県条例第54号）に基づき、平成22年4月1日に地方独立行政法人山梨県立病院機構の職員となった者の第2条に規定する職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の山梨県職員の退職手当に関する条例（昭和29年山梨県条例第3号）第1条に規定する職員としての引き続いた在職期間を職員としての在職期間の始期から職員としての引き続い

た在職期間の終期までの期間を法人の職員としての在職期間とみなす。

第3条 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第17条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「ロ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として第25条の2第2項で定める者に該当し、かつ、理事長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは
「ロ 雇用保険法
定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは
ハ 特定退職者
第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同
であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、理事長が同
法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として第25条の2第2項で定める
法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業
者に該当し、かつ、理事長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就
安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（イに掲
職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適
げる者を除く。）
当であると認めたもの
とする。
」

第4条 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第4条から第8条まで及び附則第7条から第20条までの規定により計算した額にそれぞれ
100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第13条第1項中「前条」と
あるのは、「前条並びに附則第4条」とする。

第5条 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第4条第1項の規定
に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第7条及び附則第10
条の規定により計算した額に前条に定める割合を乗じて得た額とする。

第6条 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第6条又は附則第8条の規定
に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年と
して附則第4条の規定の例により計算して得られる額とする。

(定年延長に係る経過措置)

第7条 当分の間、第5条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつ

て、60歳に達した日以後における最初の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「又は第6条」とあるのは、「、第6条又は附則第7条」と読み替えるものとする。

第8条 当分の間、第6条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後における最初の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「又は第6条」とあるのは、「、第6条又は附則第8条」と読み替えるものとする。

（定年延長に係る経過措置の適用除外）

第9条 前二条の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については、適用しない。

- 一 山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年山梨県条例第47号）第1条の規定による改正前の山梨県職員の定年等に関する条例（昭和59年山梨県条例第7号）（以下「旧定年条例」という。）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員
- 二 山梨県職員の定年等に関する条例第3条第2項に規定する職員
- 三 給与その他の処遇の状況が前二号に掲げる職員に類する職員として理事長が定める職員

（給料月額七割措置の取扱い）

第10条 地方独立行政法人山梨県立病院職員給与規程附則第10条第1項の規定による職員の給料月額の改定（次条及び附則13条において「給料月額七割措置」という。）は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

（給料月額七割措置に係る経過措置）

第11条 当分の間、給料月額七割措置の適用を受けた後に退職した者（地公法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）をした後に退職した者を除く。）については、給料月額七割措置によりその者の給料月額が減額された日（以下この条及び次条第二号において「七割措置減額日」という。）前に、給料月額の減額改定以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（次条第一号において「特別特定減額日」という。）の前日における

その者の給料月額のうち最も多いもの（以下この条、次条及び附則第14条において「特別特定減額前給料月額」という。）が退職日給料月額よりも多く、かつ、当該七割措置減額日の前日におけるその者の給料月額（以下この条、次条及び附則第14条において「七割措置前給料月額」という。）が退職日給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、第7条の規定にかかわらず、次条から附則第14条までに定める額とする。ただし、特別特定減額前給料月額が七割措置前給料月額以下である場合は、この限りでない。

（給料月額七割措置に係る退職手当の基本額）

第12条 前条に規定する者に対して支給する退職手当の基本額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 その者が特別特定減額前給料月額（当該特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日が二以上ある場合は、これらのうち最も遅い日の前日におけるものをいう。以下この号及び次号ロにおいて同じ。）に係る特別特定減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第4条から第11条第1項までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- 二 七割措置前給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - イ その者が七割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び七割措置前給料月額を基礎として、第4条から第11条第1項までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額の七割措置前給料月額に対する割合
 - ロ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合
- 三 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - イ その者に対する退職手当の基本額が第4条から第11条第1項までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
 - ロ 前号イに掲げる割合

（管理監督職勤務上限年齢制による降任等の特例措置）

第13条 前二条の規定は、他の職への降任等をした後に退職した者について準用する。この場合において、附則第11条中「給料月額七割措置の適用を受けた後に退職した者（地公法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）をした後に退職した者を除く。）」とあるのは「地公法第28条の2第4項に規定

する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）をした後に退職した者であって給料月額七割措置の適用を受けた者」と、「給料月額七割措置により」とあるのは「他の職への降任等により」と、「七割措置減額日」とあるのは「他の職への降任減額日」と、「七割措置前給料月額」とあるのは「他の職への降任前給料月額」と、前条中「七割措置前給料月額」とあるのは「他の職への降任前給料月額」と、「七割措置減額日」とあるのは「他の職への降任減額日」と読み替えるものとする。

（管理監督職勤務上限年齢制による降任等の退職手当の基本額）

第14条 附則第12条（前条において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により計算した退職手当の基本額が、次の各号に掲げる附則第12条第二号口（前条において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、附則第12条の規定にかかわらず、当該各号に定める額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

- 一 60以上 特別特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
- 二 60未満 次のイ又はロに掲げる附則12条第三号口（前条において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に掲げる割合の区分に応じ当該イ又はロに定める額
 - イ 60以上 特別特定減額前給料月額に附則第12条第二号口に掲げる割合を乗じて得た額及び七割措置前給料月額（前条において読み替えて準用する場合にあっては、他の職への降任前給料月額（同条の規定により読み替えられた附則第11条に規定する他の職への降任前給料月額をいう。ロにおいて同じ。））に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額
 - ロ 60未満 特別特定減額前給料月額に附則第12条第二号口に掲げる割合を乗じて得た額、七割措置前給料月額に附則第12条第三号口に掲げる割合から附則第12条第二号口に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から附則第12条第三号口に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

（勧奨退職に係る経過措置）

第15条 当分の間、第5条第1項第三号及び第6条第1項第5号に掲げる者に対する第8条及び第11条第3項の規定の適用については、第8条本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第9条各号に掲げる職員以外の者（旧定年条例第3条本文の規定の適用を受けていた者であって附則第9条第二号に掲げる職員に該当する職員を含む。）にあっては60歳とし、附則第9条第一号に掲げる職員及び旧定年条例第3条ただし書の規定の適用を受けていた者であって附則第9条第二号に掲げる職員に該当する職員にあっては65歳とし、同条第三号に掲げる職員にあっては理事長が定める年齢とする。）に達する日」と、第8条の表第6条第1項の項、第7条第1項第一号の項及び第7条第

1項第二号の項並びに第11条第3項の表第11条第1項の項、第11条第2項第一号の項及び第11条第2項第二号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第9条各号に掲げる職員以外の者（旧定年条例第3条本文の規定の適用を受けていた者であって附則第9条第二号に掲げる職員に該当する職員を含む。）にあっては60歳とし、附則第9条第一号に掲げる職員及び旧定年条例第3条ただし書の規定の適用を受けていた者であって附則第9条第二号に掲げる職員に該当する職員にあっては65歳とし、同項第三号に掲げる職員にあっては理事長が定める年齢とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

第16条 当分の間、第5条第1項第三号並びに第6条第1項第一号、第二号及び第五号に規定する者に対する第8条の規定の適用については、第8条本文中「15年を」とあるのは「10年を」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第8条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第9条各号に掲げる職員以外の者（旧定年条例第3条本文の規定の適用を受けていた者であって附則第9条第二号に掲げる職員に該当する職員を含む。）	60歳
附則第9条第一号及び第二号に掲げる職員（旧定年条例第3条ただし書の規定の適用を受けていた者に限る。）	65歳
附則第9条第三号に掲げる職員	理事長が定める年齢

第17条 当分の間、第6条第1項第1号及び第2号に掲げる者であって前条の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第8条及び第11条第3項の規定の適用については、第8条の表第6条第1項の項、第7条第1項第一号の項及び第7条第1項第二号の項並びに第11条第3項の表第11条第1項の項、第11条第2項第一号の項及び第11条第2項第二号の項中「100分の2」とあるのは、「附則第16条の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

第18条 当分の間、第6条第1項第一号及び第二号に掲げる者であって附則第16条の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第8条及び第11条第3項の規定の適用については、第8条の表第6条第1項の項、第7条第1項

第一号の項及び第7条第1項第二号の項並びに第11条第3項の表第11条第1項の項、第11条第2項第一号の項及び第11条第1項第二号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

第19条 当分の間、第6条第1項第一号及び第二号に掲げる者であつて、附則第11条の規定の適用を受ける者が退職したときにおける附則第12条及び附則第14条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規程	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第12条第一号	及び特別特定減額前給料月額	並びに特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額
附則第12条第二号	七割措置前給料月額に、	七割措置前給料月額及び七割措置前給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額に、
附則第12条第二号ロ	前号に掲げる額	その者が特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第4条から第11条第1項までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
附則第12条第三号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額に、
附則第14条第一号	特別特定減額前給料月額	特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額
	七割措置前給料月額	七割措置前給料月額及び七割措置前給料月額に100分の2を乗じて得た

		額の合計額
附則第 14 条第一号ロ	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料日月額に 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額

第 20 条 当分の間、第6条第1項第一号及び第二号に掲げる者であって、附則第13条の規定の適用を受ける者が退職したときにおける附則第12条から第14条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の上欄に掲げる字句とする。

読み替える規程	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第 12 条第一号	及び特別特定減額前給料月額	並びに特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
附則第 12 条第二号ロ	前号に掲げる額	その者が特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第 4 条から第 11 条第 1 項までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
附則第 12 条第三号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額に、
附則第 13 条	前項中「七割措置前給料月額」あるのは「他の職への後任前給料月額」	前項中「七割措置前給料月額」とあるのは「他の職への降任前給料月額及び他の職への降任前給料月額に 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額」
附則第 14 条	特別特定減額前給料月額	特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額

附則第 14 条第二号イ	他の職への降任前給料月額（	他の職への降任前給料月額及び他の職への降任前給料月額に 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額（
附則第 14 条第二号ロ	七割措置前給料月額	他の職への降任前給料月額及び他の職への降任前給料月額に 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額

(特定退職者に関する暫定措置)

第 21 条 受給資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）

附則第 1 条の 4 に規定する離職の日に相当する期間内である者に係る第 20 条の規定の適用については、第 20 条中「次のとおり」とあるのは「雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）附則第 1 条の 4 の規定により読み替えられた同規則第 36 条（各号列記以外の部分に限る。）に規定する理由により退職した者のほか、次のとおり」とする。

附 則（規程第 8 号）

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（規程第 23 号）

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（規程第 11 号）

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 29 年 6 月 26 日から施行する。ただし、改正後の第 17 条第 11 項第 5 号の規定は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（規程第 19 号）

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（規程第25号）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年12月19日から施行する。

第2条 改正後の地方独立行政法人山梨県立病院機構退職手当規程(以下、「改正後の規程」という。) 第22条2項の規定は、改正後の規程第19条第1項に規定する基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日が令和2年12月19日以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して4年を経過する日が令和2年12月19日前にある者からの申出については、なお従前の例による。

附 則（規程第1号）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（規程第7号）

(施行期日等)

第1条 この規程は、令和2年10月6日から施行し、改正後の地方独立行政法人山梨県立病院機構職員退職手当規程附則第21条の規定は、令和2年5月1日以降に退職した者について適用する。

附 則（規程第17号）

(施行期日等)

第1条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条2項の改正規定、第17条の改正規定及び附則第3条の改正規定は、令和4年12月14日から施行する。

附 則（規程第5号）

(施行期日等)

第1条 この規程は、令和7年4月1日から施行する。